

長岡市公告第131号

簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成25年4月12日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、長岡市若年者人材育成事業業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 長商雇委第2号
- (2) 委託名 長岡市若年者人材育成事業業務委託
- (3) 委託期間 平成25年6月上旬（予定）から平成26年3月31日まで
- (4) 委託内容 長岡市若年者人材育成事業

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 長岡市内に本社又は支店機能が所在する労働者派遣事業を行える事業者であること。
- (2) 新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領において規定されている要件を満たす事業者であること。
- (3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業にあっては、障害者の雇用率が法定雇用率（2.0%）を超えていること。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成25年4月19日（金曜日）までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を長岡市商工部商業振興課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者（以下「参加者」といいます。）は、平成25年4月23日（火曜日）までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により質問することができます。

質問に対しては、平成25年4月30日（火曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限 平成25年5月7日（火曜日）まで（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限ります。）

(3) 提出場所 〒940-0062

長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

長岡市役所大手通庁舎

長岡市商工部商業振興課

電話：0258-39-2228

FAX：0258-36-7385

e-mail：syogyo@city.nagaoka.lg.jp

7 提案書に記載する事項

(1) 会社概要に関する事項

ア 社名

イ 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地

ウ 資本金

エ 従業員数（本社並びに支社、支店及び営業所別）

オ 業務内容

(2) 労働者派遣事業許可に関する事項

労働者派遣事業許可書の写しを添附すること。

(3) 直近の障害者雇用状況に関する事項（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ。）

障害者雇用状況報告書の写しを添附すること。

(4) 業務実績に関する事項（業務実績のある参加者のみ。）

雇用促進、人材育成に類似した業務実績について、次の事項を記載すること。

ア 業務の名称

イ 履行期間

ウ 委託者

エ 概略（100字以内）

(5) 本業務の担当予定者に関する事項

予定者が複数である場合は、主担当者を明記すること。

(6) 本業務への取組体制に関する事項

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制につい

て記載すること。

(7) 取組方針、内容等に関する事項

次のとおり記載すること。

ア この事業の目的にある地域ニーズに応じた人材育成について、認識や考え方を述べること。

イ 受入企業の業種や、募集と選定の方針を定め、OJTの実施方法について提案すること。

ウ OFF-JTの実施方法やカリキュラム等について具体的に提案すること。

エ 職場定着に向けた支援の実施方法について提案すること。

(8) アピールポイントに関する事項

(9) 費用見積りに関する事項

次の要件を満たすこと。

ア 事業に占める新規雇用する労働者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。

イ 労働者の雇用に当たっては、社会保険に加入させるとともに、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）法等関連法令を遵守すること。

ウ 1日の勤務時間、休憩時間及び1週当たりの勤務日数は、受入企業の常勤の勤務時間、勤務体制に合わせて決定すること。ただし、労働者の勤務時間は、原則1日8時間以内、週40時間以内とし、時間外勤務及び夜間勤務は行わないものとする。

エ 給与は月払いとし、月額の基本となる時間当たりの単価は850円とすること。なお、通勤手当については、月額5,000円を上限とすること。

オ 受入企業に対し、OJT指導費用として、月額2,000円（労働者1人当たり）を支払うこと。ただし、月額40,000円を上限とすること。

カ OFF-JTは、労働者の雇用期間中に110時間程度実施することを原則とすること。

(10) 業務スケジュールに関する事項

受入企業の募集、労働者の募集、OFF-JT等を含めた日程について記載すること。

8 選考方法

(1) 別に指定する日時において、参加者全員が提供内容のプレゼンテーションを行うヒアリングを実施します。

(2) 本市職員で組織する選考委員会において、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書及びプレゼンテーションの内容並びに見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

ア 提案書の記述が要件を満たしていること。

イ 見積金額が予算額以内であること。

ウ プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、返還しません。
- (4) 不明な点については、長岡市商工部商業振興課にお問合せください。